

入 札 心 得 書

- 第 1 公売に関しては、この心得書に規定する条項のほか、関係法令に準拠しなければならない。
- 第 2 公売物件は公売公告のとおりであって、不動産はいずれも登記簿の表示による。
- 第 3 入札に参加しようとする者は、あらかじめ現品を熟覧のうえ土地・建物は境界及び現状を詳知し、別紙入札書（処理様式第 9 7 号）により入札しなければならない。
- 2 落札決定後において、落札者に対し、徳島県市町村総合事務組合は公売土地・建物の境界指示その他一切の責任を負わない。
- 第 4 公売保証金は、定められた金額を、納付期限までに出納員に払い込まなければならない。
- 第 5 代理人をもって入札する者は、委任状を提出しなければならない。
- 第 6 入札者は、入札の当日、徳島県市町村総合事務組合又は入札の場所で入札用紙を受領の上金額を明記して署名・押印し、公売保証金を要する場合は、その領収書を添付し、係員に提出しなければならない。
- 第 7 既に提出した入札書又は公売保証金は、いかなる理由があっても、これを変更し、又は取り消すことはできない。
- 第 8 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。
- 1 入札者たる資格のない者が入札したもの
 - 2 公売保証金の領収書を添付していないもの、若しくは所定の額に達しない領収書を添付したもの
 - 3 入札者の署名又は記名押印のないもの
 - 4 公売公告並びにこの心得書の各号に違背する者の入札したもの
 - 5 係員において不完全と認めたもの
- 第 9 開札は掲示の場所、日時に入札者の面前において行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、徴税吏員に立会わせて開札する。
- 2 前項ただし書の場合において入札者は開札に立ち会わせないことを理由として異議を申し立てることはできない。
- 第 1 0 売却決定前、滞納者又は第三者が公売に係る市町村税等を完納したとき又は事務の都合により公売を中止し、若しくは延期した場合においても、徳島県市町村総合事務組合は入札者に対し費用その他一切の責任を負わない。
- 第 1 1 落札者決定の手続は、次の各号によらなければならない。
- ただし、入札金額が公売見積価額に達しないときは、即時出席入札者のうち第 1 回入札価額以上の入札希望者に再度の入札を行わせることがある。
- 1 公売見積価額以上であって最高価の入札者をもって落札者とする。
 - 2 落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、その同額の入札者に追加入札させて落札者を定め、追加入札の価額が同額であるときは、抽選をもって落札者を定める。
- 2 前項ただし書の場合においてなお見積価額に達しないときは、公売を中止する。
- 第 1 2 落札者は、書面又は口頭をもって落札の旨の通知を受けたときは、公売公告の指定の期日までに買受代金を徳島県市町村総合事務組合へ納付し、公売物件が不動産の場合は同時に所有権移転登記に要する登録免許税に相当する印紙を出納員に提出しなければならない。ただし、不動産等を換価に付するときは公売期日等から起算して 2 1 日を経過した日において最高価申込者に対して売却決定を行う。なお、買受人は権利移転に必要な書類を提出しなければならない。
- 第 1 3 公売保証金は、国税徴収法第 1 0 0 条第 3 項・第 1 0 0 条第 4 項及び第 1 0 8 条第 3 項により処理する。
- 第 1 4 公売物件上に他人の物件の存在する場合であっても、徳島県市町村総合事務組合は、当該物件の撤去その他につき落札者に対しなんらの責任を負わないものとする。
- 第 1 5 国税徴収法第 1 0 4 条の 2 に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とする。
- 第 1 6 公売財産が農地である場合、買受人は買受代金を完納し、農地法の規定による許可を受けた時に公売財産を取得する。
- 第 1 7 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、公売財産を取得した時とする。
- 第 1 8 買受代金納付前に公売財産に係る市町村税等が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第 1 0 8 条第 2 項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消す。
- 第 1 9 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る市町村税等に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付する。ただし、国税徴収法第 1 0 8 条第 2 項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は徳島県市町村総合事務組合に帰属する。
- 第 2 0 最高価申込者が決定されなかった場合の入札者または最高価申込者若しくは次順位買受申込者とならなかった人には、公売保証金を公売終了後に返還する。ただし、返還の際に営業者については、収入印紙（2 0 0 円）が必要である。

徳島県市町村総合事務組合

備 考 この心得書は、その概要を示したものであるから、公売処分上必要と認める事項は適宜取捨変更する。